

ケアハウスくきの里 重要事項説明書

事業者

社会福祉法人 愛信会
茨城県土浦市東若松町3379番地
電話 029-826-8888
理事長 松本 好正

利用施設

ケアハウスくきの里
つくば市上岩崎1845-27
電話 029-840-1131
施設長 芥川 知己
開設 2000年(平成12年)6月
定員 15名(各個室)

職員体制

職種	常勤	非常勤	勤務体制
施設長	1(兼務)	—	正規の勤務
生活相談員	1	—	早番・遅番
介護員	1	3	早番・遅番
調理員	—	1	厨房勤務体制による

利用料金について

- 利用料については、別紙1 基本利用料金表を参照。
- 利用料の一部は県補助があり、前年の収入により算定されます。
(事務費補助金)
- 事務費の減額申請が毎年あり、必要書類の提出があります。

特定サービス料金について

- 特定サービス料金については、別紙2 料金表を参照

食事費について

- 別紙1 基本利用料金に含まれています。
制度として食事費が設定されていないため、ケアハウスくきの里
で目安として食事費を設定しています。
(朝食200円 昼食350円 夕食 300円)

支払いについて

利用料金は指定口座から翌月 27 日頃に引き落としとなります。
(口座引き落としができない状況となった場合は振り込み又は窓口
清算となります)

利用できるサービスについて

- ・日常の生活相談のほか、デイサービス、ヘルパーなど各種介護
保険サービスがご利用いただけます。 下記参照。

◎助言・相談

入居者の各種相談に応じ、適切な助言を行うとともに、各種サー
ビスの紹介、手続きの援助を行います。

◎食事

栄養士の献立による高齢者に適した食事を 3 食提供いたします。

◎入浴

共同浴場において、入浴の準備を行います。入浴日以外でも職員
がいる時間帯であればシャワーをご利用になれます。

◎在宅福祉サービス

入居者が一部介護を要する状態になった場合、外部の在宅保健福
祉サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス等)が受けられる
よう、助言・援助いたします。

◎保健衛生

定期健康診断以外にも、看護師による健康相談や、サービスの利
用に関する情報を提供いたします。なお、併設の“特別養護老人
ホーム”内に医務室が設置されています。

◎緊急対応

特別養護老人ホーム職員との協力体制の整備により、入居者への
緊急時対応をいたします。(24 時間対応)

◎生きがい活動

各種行事などへの参加や、地域活動などの情報の掲示を行い、入
居者が自主的に活動できるよう支援いたします。

ケアハウスでの生活が難しくなった場合

- ・ケアハウスでは、特養などの老人ホームと違い、介護の必要な方のための職員が配置されていないため、常時の介護が必要になった場合や、認知症などで常に見守りが必要になった場合には対応することができません。
その際は、介護職員のいる施設などに転居といった形での対応となります。

協力医療機関

- ・筑波記念病院

理事長 小関 剛

つくば市要1187-299

TEL 029-864-1212

- ・つくばシティア内科クリニック

理事長・院長 松本 雄太

松本 好正

つくば市吾妻2-8-8

TEL 029-856-5500

- ・東光台歯科医院

医院長 野堀 幸夫

つくば市東光台2-1-11

TEL 029-847-8148

- ・東光台トワデンタルクリニック

医院長 野堀 健太

つくば市学園南2丁目8-3 つくばシティア・トワビル6階

TEL 029-869-4023

苦情解決体制

- ・ 苦情解決責任者 施設長 芥川 知己
- ・ 苦情受付担当者 生活相談員 豊崎 学・最上 幸恵
- ※受付方法 面談（電話）及び書面（ご意見箱）
電話番号 029-840-1131
『内容の秘密保持を行います。』
- ・ 第三者委員
 - (司法書士) 菅沼 勇治
土浦市下高津1-12-15
TEL 029-823-1234
 - (司法書士) 塚本 忍
牛久市栄町3-114
TEL 029-872-5180
- ・ つくば市高齢福祉課
(代表) TEL 029-883-1111

共同生活について

- ・ 別途、生活のしおりを配布しておりますが、個々の生活を尊重し、共同生活をお送りいただけますようお願いしております。

利用にあたっての留意事項

- ・ 面会時は面会カードへ記帳ください。
- ・ 施設内の設備、備品等は本来の用途にお使いください。用途外使用の場合賠償していただく場合があります。
- ・ 喫煙は決められた場所で願います。
- ・ 騒音等、迷惑行為は禁止いたします。また、個人の居室等へのむやみな立ち入りはお断りいたします。
- ・ 共同生活の場にそぐわないような行為はお断りいたします。

事故および緊急時の対応

- ・ 事故および緊急事態が発生した場合、生じた損害について賠償の責任があります。症状によっては受診等を行います。また、緊急を要する場合には救急車等で搬送する場合があります。

事故後の対応

- ・ 発生した事故等について総合的に判断し、必要に応じ契約損害保険会社、第三者委員、関係市町村、保健所等へ連絡報告します。

契約における取り扱いについて

(1) 入居者からの退居の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から施設へ退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 30 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める福祉サービスを実施しない場合
- ② 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設側が適切な対応をとらない場合

(2) 施設からの申出により退居していただく場合

入居者及び身元保証人またはその関係者が以下の事項に該当する場合、施設から退居いただく場合があります。

- ① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合

- ③ 故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合
- ④ 職員又は他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS 含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑥ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑦ その他、職員や他の入居者の尊厳を傷つけると認められる行為
- ⑧ 入居者が連續して 3 カ月病院又は診療所に入院すると見込まれる。若しくは入院した場合。
- ⑨ 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず必要な介護等を受けることができない場合。
- ⑩ 金銭・服薬の管理、各種サービスの利用について、判断ができなくなったとき。

ケアハウスくきの里を利用するにあたって、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

入居者

(印)

保証人

(印)

説明者

(印)